


| |
|--|
|  厚生労働省 東京労働局発表 平成26年5月30日 |
|--|

| | |
|----|--|
| 担当 | 東京労働局労働基準部健康課 健康課長 渡邊富雄 主任衛生専門官 吉川 雅夫 電話 03-3512-1616 |
|----|--|

平成25年度メンタルヘルス対策自主点検結果について ～ 9割以上の事業場が、メンタルヘルス不調者の相談体制を整備する も、事業場内メンタルヘルス推進担当者の選任は、2/3に止まる。～

東京労働局(局長 西岸正人)は、東京都内所在の労働者数300人以上の事業場(2,846事業場)に対して、メンタルヘルス対策の取組状況について調査を行い以下のとおり取りまとめました。

東京労働局では、第12次東京労働局労働災害防止計画(平成25年度～29年度)¹の目標の一つとして、「安全衛生管理体制の構築が必要なすべての事業場²でメンタルヘルス対策に取り組む」ことを掲げ、メンタルヘルス指針³の周知などを中心に推進しています。

このたび、自主点検票をお送りしたところ、回答事業場1,643社のうち、80%以上の事業場がメンタルヘルスに関する教育・研修を行い、90%以上の事業場がメンタルヘルス不調者の相談体制の整備などに取り組んでいました。

しかしながら、メンタルヘルス推進担当者を選任している事業場は67.0%、職場復帰支援プログラムを作成している事業場は72.6%に止まっています。

東京労働局では、今後、労働者数300人未満の事業場に対しても順次、同様の調査を行うこととしています。なお、より多くの事業場がメンタルヘルス対策に取り組むように、引き続き、事業場への指導、産業保健フォーラム(平成26年11月開催予定)の開催などにて、周知啓発を進めることとします。

1 第12次東京労働局労働災害防止計画(平成25年度～29年度)

東京労働局が東京都内の労働者の安全と健康を確保するため策定した5ヵ年計画のことです。

2 安全衛生管理体制の構築が必要なすべての事業場

労働安全衛生法にて、衛生管理者・産業医の選任、衛生委員会の設置が義務付けられている労働者50人以上の事業場のことです。

3 メンタルヘルス指針

平成18年3月に厚生労働省から「労働者の心の健康の保持増進のための指針」として公示され、メンタルヘルスの基本的な考え方、衛生委員会等における調査審議、心の健康づくり計画、4つのケア(セルフケア、ラインによるケア、事業場内産業保健スタッフ等によるケア及び事業場外資源によるケア)の推進・具体的な進め方、職場復帰における支援などを示しています。

集計結果の主な内容

1 事業場内のメンタルヘルス上の問題の把握状況

メンタルヘルス上の理由による不調
の休業者がいる事業場の割合は **78.6% (1,292件)**

衛生委員会等にて調査審議するためには、あらかじめ、メンタルヘルス上の休業者の有無など、心の健康問題の事業場内での現状を把握することが必要となります。今回調査では、78.6%の事業場が休業者がいるとの回答です。

なお、厚生労働省の全国調査(平成24年労働者健康状況調査)では、約65%以上の事業所(労働者300人以上)が、過去1年以内にメンタルヘルス上の不調により連続1ヵ月以上休業又は退職した労働者がいると回答しています。

2 「心の健康づくり計画」の策定状況

「心の健康づくり計画」を知っている
事業場の割合は **86.0% (1,413件)**

事業者がメンタルヘルス対策を積極的に推進
することを表明している事業場の割合は **76.8% (1,262件)**

メンタルヘルスケアは、継続的かつ計画的に行われるようにし、また、事業場の実態に即した取り組みを行うことが重要です。

このため衛生委員会等にて、心の健康づくり計画⁴を策定することが必要となり、86%の事業場が同計画を認識し、76.8%の事業者がメンタルヘルス対策を積極的に推進することをあきらかにしています。

4 心の健康づくり計画

事業者が、メンタルヘルスケアの取り組みのために策定するもので、ケアを積極的に推進する旨の表明、心の健康づくりの体制の整備、問題点の把握及びケアの実施、ケアを行うために必要な人材の確保及び事業場外資源の活用、労働者の健康情報の保護、計画の実施状況の評価及び見直しなどを盛り込んだものです。

3 事業場内部の体制の整備状況

メンタルヘルス推進担当者を選任して
いる事業場の割合は **67.0% (1,101件)**

産業医や衛生管理者などの事業場内産業保健スタッフが、労働者及び管理監督者に対する支援を行い、メンタルヘルスケアが効果的に行われることも必要です。

メンタルヘルス推進担当者は、産業医などの助言、指導を得ながらメンタルヘルスケアの推進の実務を担当する者で、多くは衛生管理者などから選任されています。今回の調査では、67%の事業場が選任していると回答しています。

4 メンタルヘルスケア推進のための教育・研修状況

| | |
|----------------------------|----------------|
| メンタルヘルスに関する研修会を開催した事業場の割合は | 81.4% (1,337件) |
| 管理監督者への教育研修を実施した事業場の割合は | 82.1% (1,349件) |

メンタルヘルスケアは、労働者によるセルフケア、管理監督者によるラインによるケアも併せて推進していくことが重要で、それぞれの職務に応じた教育研修・情報提供を80%以上の事業場が実施しています。

5 職場復帰支援プログラムの作成状況

| | |
|---------------------------|----------------|
| 職場復帰支援プログラムを作成している事業場の割合は | 72.6% (1,193件) |
|---------------------------|----------------|

メンタルヘルス不調により休業した労働者が円滑に職場復帰できるように、職場復帰支援プログラムを72.6%の事業場が策定しています。

6 メンタルヘルス不調者の早期発見と対応の状況

| | |
|--|----------------|
| メンタルヘルス不調者の相談体制がある事業場の割合は | 96.1% (1,579件) |
| メンタルヘルス不調者を医療機関に取り次ぐ体制がある事業場の割合は | 93.2% (1,532件) |
| 長時間労働者に対し、面接指導 ⁵ を行う仕組みがある事業場の割合は | 88.2% (1,449件) |

予防策だけでなく、万一、メンタルヘルス不調に陥った労働者が発生した場合の環境整備を約90%の事業場が行っています。

5 長時間労働者への面接指導

事業者は、長時間労働(月100時間超等の時間外・休日労働を行い、疲労の蓄積が認められる者で(申出))により疲労が蓄積し健康障害発症のリスクが高まった労働者について、医師による面接指導を行わなければならないこととなっており、その面接時にメンタルヘルス面のチェックも行われます。

調査の詳細は、次ページ以下をご参照ください。

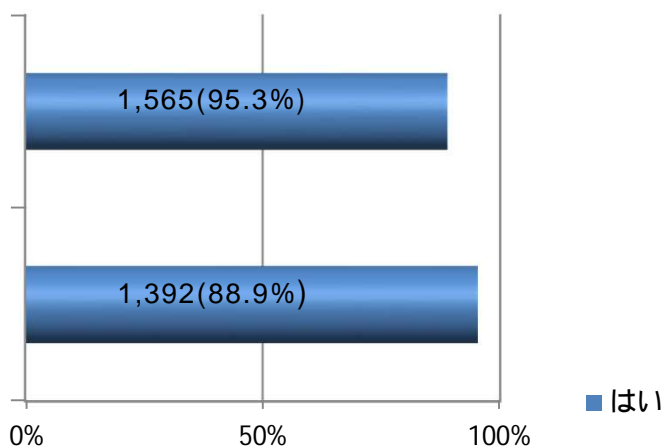
平成25年度メンタルヘルス対策自主点検結果

| | |
|----------|---------------------------|
| 1 実施時期 | 平成25年12月 |
| 2 対象事業場数 | 東京都内の労働者300人以上の事業場 2,846件 |
| 3 回答数 | 1,643件 |

回答項目別結果

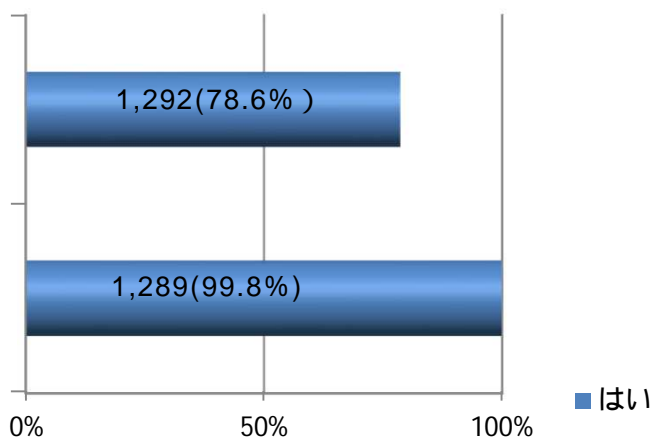
1 衛生委員会等における調査審議

メンタルヘルス対策を審議する場
(衛生委員会等)がありますか。



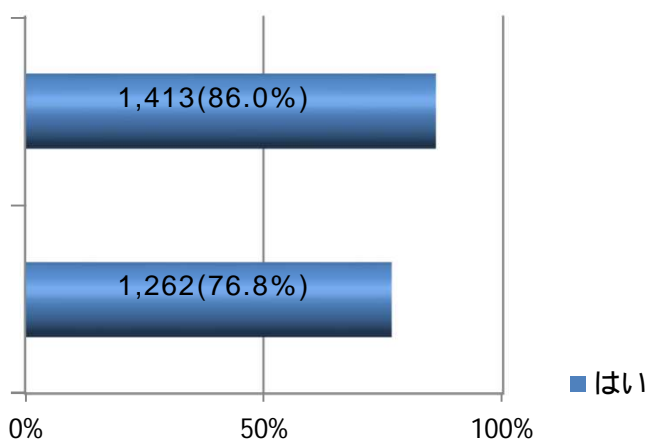
2 事業場における実態の把握

メンタルヘルス上の理由による
不調の休業者がいますか。

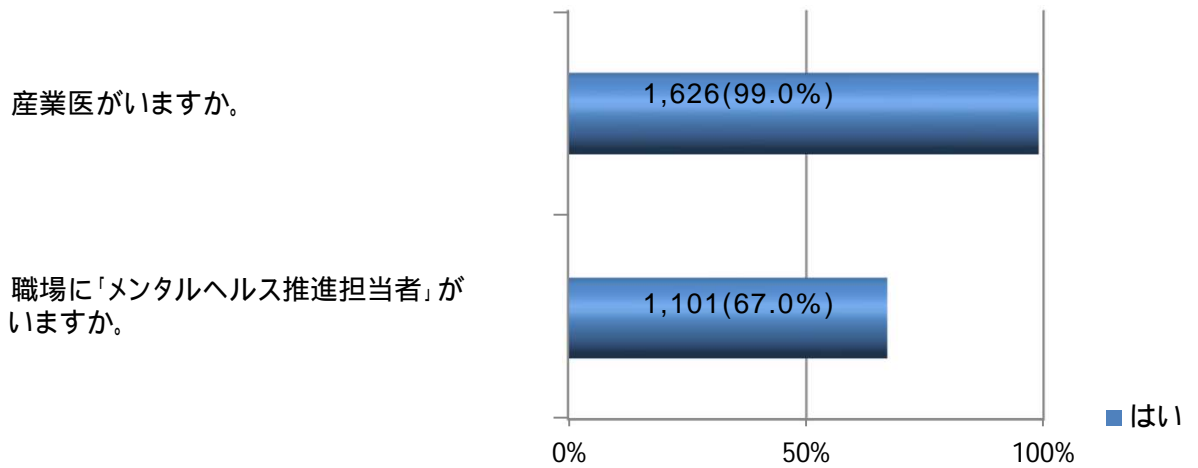


3 「心の健康づくり計画」の策定

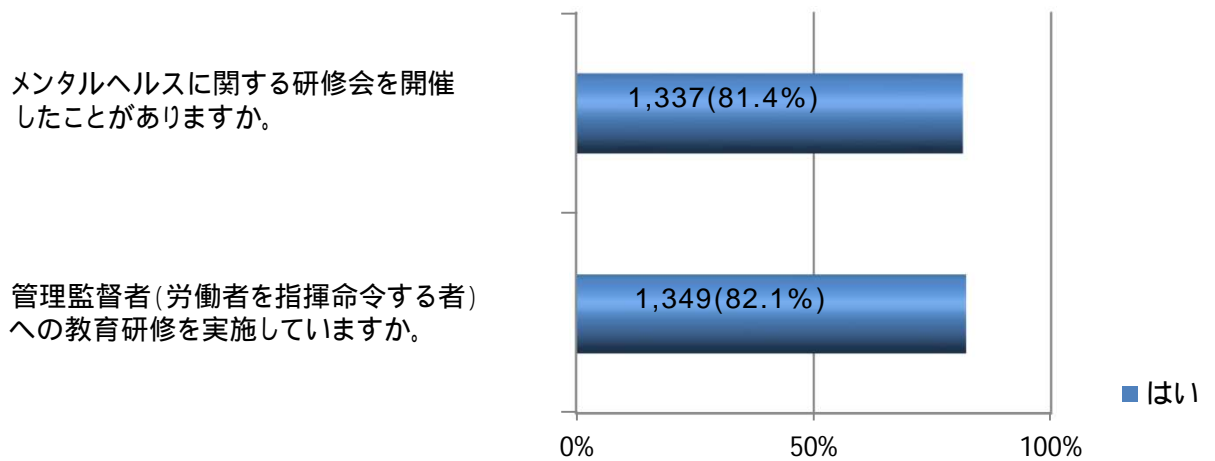
「心の健康づくり計画」という
言葉を知っていますか。



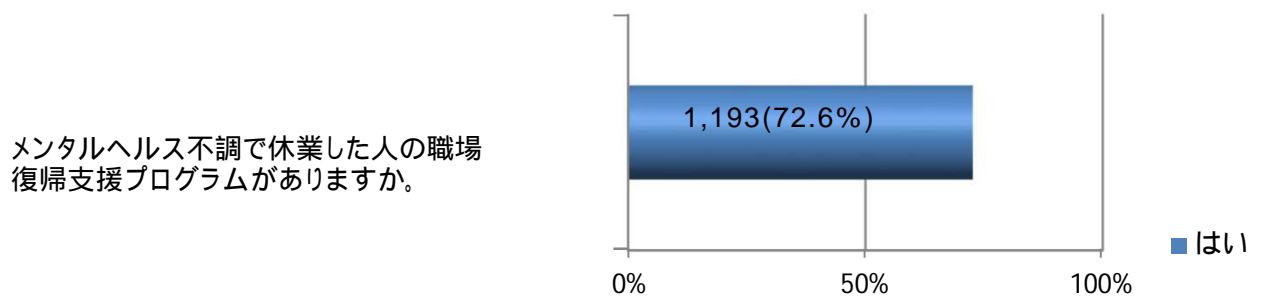
4 事業場内体制の整備(メンタルヘルス推進担当者の選任)



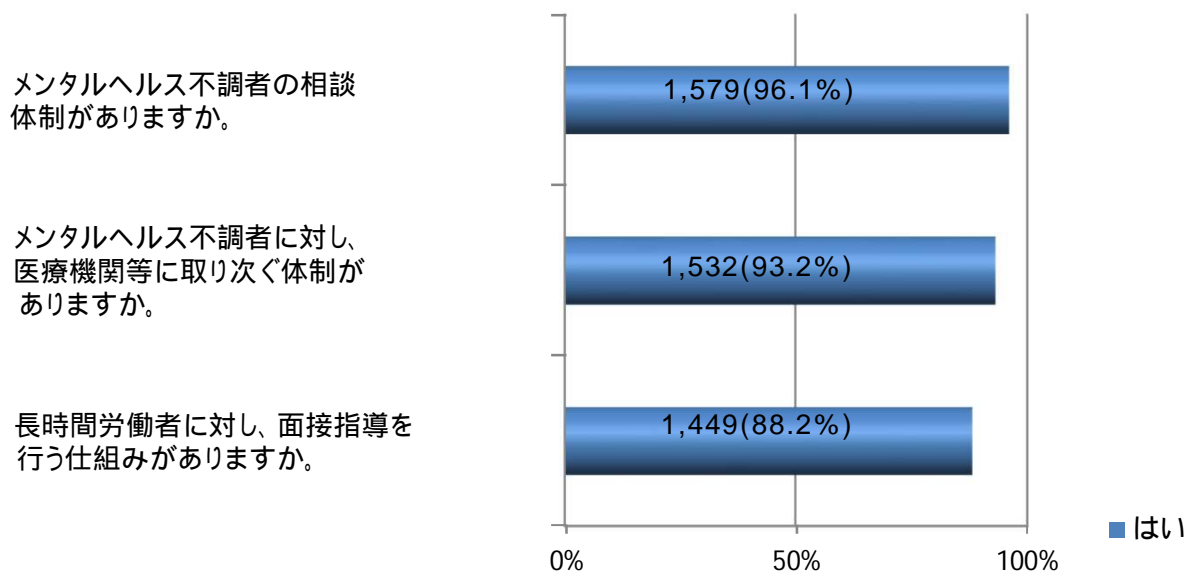
5 教育研修の実施



6 職場復帰支援



7 メンタルヘルス不調者の早期発見と適切な対応の実施



8 職場環境等の把握と改善

